

指定介護予防支援等及び地域包括支援センターに係る 基準を定める条例案の概要について

1 条例制定の背景

平成 25 年 6 月 14 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号。以下「第 3 次一括法」という。）」の施行に伴い、平成 26 年 4 月 1 日に介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正され、これまで厚生労働省が一律で定めていた「指定介護予防支援等に係る基準」及び「地域包括支援センターの職員等に係る基準」について、地方自治体が条例で定めることとなりましたので、本市においても条例の制定作業を進めており、平成 27 年 4 月 1 日の施行に向けて取り組んでいます。

2 根拠法令（抜粋）

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 59 条

（特例介護予防サービス計画費の支給）

第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

(1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

(2)、(3) （略）

2 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3～5 （略）

※平成 18 年厚生労働省令第 37 号（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

・基準該当介護予防支援の事業に係る法第 59 条第 2 項の厚生労働省令で定める基準については、本省令にて規定する。

(2) 介護保険法第 115 条の 22

(指定介護予防支援事業者の指定)

第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)～(9) (略)

3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 (略)

※介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の34の2

法第115条の22第3項の厚生労働省令で定める基準は、「法人であること」とする。

(3) 介護保険法第 115 条の 24

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4～6 (略)

※平成18年厚生労働省令第37号(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

・指定介護予防支援の事業に係る法第115条の24第3項の厚生労働省令で定める基準については、本省令にて規定する。

(4) 介護保険法第 115 条の 46

| |
|---|
| <p>(地域包括支援センター)</p> <p>第115条の46 地域包括支援センターは、前条第1項第2号から第5号までに掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 <u>地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>6～9 (略)</p> |
|---|

※介護保険法施行規則第 140 条の 66

法第 115 条の 46 第 5 項の厚生労働省令で定める基準(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例で定める際の基準)を本条により規定する。

3 基準の類型

条例の制定にあたっては、次の表に掲げる内容に基づく必要があります。

| 基準の類型 | 内容 | 省令における該当項目 |
|--|---|---|
| <p>「従うべき基準」 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの</p> | <p>条例の内容を直接的に拘束する、必ず適用しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないもの(当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容)</p> | <p>【 指定介護予防支援等基準関連 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員及びその員数、 ・管理者 ・内容及び手続の説明及び同意 ・サービス提供拒否の禁止 ・秘密保持等 ・事故発生の防止及び発生時の対応 等 <p>【 地域包括支援センター基準関連 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の員数及び人員配置基準 |
| <p>「参酌すべき基準」 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの</p> | <p>地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の事項 |

4 条例制定の方向性

本市における条例制定にあたり、根拠法令の中で「厚生労働省令で定める基準に従い定める」とされている基準（「従うべき基準」）については、厚生労働省令の基準のとおり規定します。

また、「厚生労働省令で定める基準を参酌する」とされている基準（「参酌すべき基準」）については、現行法令の内容を十分考慮した上で、市独自の基準を定めることが可能となっていますが、現状では、本市の実情に省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、原則として、省令が示している基準をもって、本市の基準とする条例案とします。

ただし、今後、パブリック・コメントや関係者の意見聴取等を経て、現行の省令の基準と異なる規定の必要性を検証し、条例案を取りまとめることとします。

なお、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」以外で、必要性が認められると判断した基準については、本市の「独自基準」として別途規定します。

◎指定基準の要点のみ抜粋した基準の一覧表

- ・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（資料1）
- ・法第115条の46第5項の厚生労働省令で定める基準（地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準）（資料2）

5 制定する条例（案）

(1) （仮称）三島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

- ・介護保険法第59条及び第115条の24に基づく基準について定めます。
- ・「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

(2) （仮称）三島市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例

- ・介護保険法第115条の46に基づく基準について定めます。
- ・「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」は、厚生労働省令の規定どおり定めます。
- ・「独自基準」として、厚生労働省令では明確に示されていなかった、一の地域包括支援センターが担当する区域で第1号被保険者の数が6,000人を超えた場合の常勤職員の員数に関する基準を追加しました（第3条第2項及び第3項）。

(3) 三島市介護保険条例の一部を改正する条例

- ・介護保険法第115条の22に基づく基準について定めます。
- ・「従うべき基準」である申請者の資格は、厚生労働省令の規定どおり「法人」である者と定めます（「参酌すべき基準」はありません）。
- ・「独自基準」として、申請者（法人）の指定要件に暴力団排除の内容を追加することを検討します。